

佐野短期大学学則

平成 2年 4月 1日制定	平成 11年 11月 24日改正	平成 20年 1月 22日改正
平成 3年 3月 18日改正	平成 12年 1月 19日改正	平成 20年 7月 16日改正
平成 3年 6月 29日改正	平成 12年 5月 17日改正	平成 21年 3月 18日改正
平成 4年 2月 24日改正	平成 12年 11月 29日改正	平成 22年 2月 24日改正
平成 4年 9月 26日改正	平成 13年 9月 19日改正	平成 22年 7月 14日改正
平成 5年 3月 19日改正	平成 13年 11月 28日改正	平成 22年 9月 13日改正
平成 5年 5月 25日改正	平成 15年 3月 20日改正	平成 23年 3月 16日改正
平成 7年 11月 29日改正	平成 16年 7月 14日改正	平成 24年 3月 21日改正
平成 8年 7月 10日改正	平成 17年 9月 14日改正	平成 25年 2月 13日改正
平成 9年 5月 21日改正	平成 17年 11月 30日改正	平成 26年 1月 22日改正
平成 10年 5月 20日改正	平成 18年 2月 15日改正	平成 27年 2月 25日改正
平成 11年 5月 19日改正	平成 19年 2月 14日改正	平成 28年 2月 25日改正

(第1章) 総 則

第1節 目 的

(目的および使命)

第1条 佐野短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基盤の上に立って、佐野日本大学学園建学の精神に根差す「地域の教育に奉仕する」ことを使命とし、複雑化・高度化・多様化する社会に対応しうる専門知識と技能および確固たる職業意識を身につけた、国際社会に必要な教養豊かな人材の育成を目的とし、「想う人、考える人、行う人を創る」という教育理念を以て本学建学の精神とする。

(学科の目的)

第1条の2 本学が設置する総合キャリア教育学科は、佐野日本大学学園建学の精神並びに本学の教育目的に則り、多様なキャリアデザインの実現を可能とするため、幅広い教養教育とともに、キャリア教育の核心となる基礎的・汎用的能力の修得を通じ、学ぶこと、働くこと、生きること、社会的自立、職業的自立の重要性を理解し、地域社会に貢献できる、専門的な知識と技術を身につけた人材の育成に努めることを目的とする。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、教育水準の向上を図り、前項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行う。

第2節 学 科・学生定員

(学 科)

第2条 総合キャリア教育学科（介護福祉士養成課程・保育士養成課程・栄養士養成課程を含む）を置く。

2. 介護福祉士養成課程・保育士養成課程・栄養士養成課程の管理運営に関しては、別に定める。

(学生定員)

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

(1) 学科定員

総合キャリア教育学科 入学定員 300名 収容定員 600名

※社会福祉士受験資格の取得に係る定員は30名とする。

(2) 養成課程等定員

介護福祉士養成課程 入学定員 40名 収容定員 80名

保育士養成課程 入学定員 100名 収容定員 200名

栄養士養成課程 入学定員 60名 収容定員 120名

英語教職専攻課程 入学定員 30名 収容定員 60名

※養成課程等の定員は、学科全体の定員の中に含まれる内数である。

第3節 学年・学期および休業日

(学 年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第6条 本学における休業日は、次のとおりである。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
（祝日が日曜にかさなった場合には、その翌日を休業日とする。）
- ③ 学園創立記念日 5月1日
- ④ 春季休業日 3月1日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
- ⑥ 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日まで

2. 前項の規定にかかわらず学長は、必要ある場合、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

3. 介護福祉士養成課程・保育士養成課程・栄養士養成課程等は、第1項に定める休業日に施設等実習を行うことができる。

第4節 授業料・入学金およびその他の費用

(授業料・入学金)

第7条 授業料・入学金およびその他の費用は、別表第2に定めるところにより納付しなければならない。

2. 授業料等は、4月と10月の2期に分割することを原則とする。

(授業料の分納)

第8条 授業料等を延納又は分納しようとする者は、理由を記して、保証人連署で願い出て許可を得なければならない。

2. 長期履修学生に関する分納については、別に定める。

(退学等の場合の授業料等)

第9条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者および停学中の者であっても、当該期の授業料等全額を納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第10条 休学期間の授業料等は、これを減免することができる。

(その他の費用)

第11条 実験・実習その他の教育に必要な費用は、別表第2により納入しなければならない。

(授業料等納入金の不返還)

第12条 一旦納入した授業料等の納入金は、返還しない。

第5節 職 員 組 織

(職員組織)

第13条 本学に学長、学科長、図書館長、教育職員、事務局長、課長その他必要な職員を置く。

2. 本学に副学長を置くことができる。
3. 副学長に関する規定は、別に定める。

(教職員の職務)

第14条 教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

2. 教職員に関する規定は、別に定める。

第6節 教 授 会

(教授会)

第15条 本学に重要な事項を審議するために教授会を置く。

(教授会の構成)

第16条 教授会は、学長および専任教員全員、事務局長をもって組織し、議決が必要となる場合は専任教授以上により行う。

2. 専任教授以上による教授会が必要と認める場合は、准教授および講師を議決に参加させることができる。

(教授会の召集等)

第17条 教授会は、学長が召集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指定した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第18条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その過半数で議決する。

(審議事項)

第19条 教授会は、次の事項を審議する。

- ① 学則の制定改廃に関する事項。
- ② 教育課程および授業に関する事項。
- ③ 学生の入学、退学、休学、復学、転学、除籍および卒業に関する事項。
- ④ 学生の試験に関する事項。
- ⑤ 学生の厚生補導に関する事項。
- ⑥ 学生の賞罰に関する事項。
- ⑦ 教育および研究に関する事項。
- ⑧ 教員人事に関する事項。
- ⑨ その他教育研究上必要と思われる重要事項。

(運営細則への委任)

第20条 前条に定める事項のほか、教授会の運営に関し、必要とする事項は、別に定める。

第7節 事 務 局

(事務局)

第21条 本学に事務局を置く。

第8節 図 書 館

(図書館)

第22条 本学に図書館を置く。

2. 図書館に関して必要事項は、別に定める。

(第2章) 学 生 通 則

第9節 修業年限・在学期間・授業日数

(修業年限・在学期間)

第23条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

2. 長期履修学生については、別に定める。

(授業期間)

第24条 本学における授業を行う期間は、年間（定期試験を含め）35週とする。

第10節 教 育 課 程

(開設授業科目並びに単位数)

第25条 本学において開設する授業科目並びに単位数は、別表第1のとおりとする。

第11節 履修の方法・学習の評価・課程修了の認定および卒業

(履修の方法)

第26条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目および選択科目とし、単位数の割り振りおよび履修の方法については、別に定める。

(履修科目の登録)

第27条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2. 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。
3. 1年次に履修する授業科目登録の上限は原則として、40単位（中学校教諭二種（英語）の教職課程履修者は50単位）、介護福祉士養成課程は60単位、保育士養成課程（幼稚園教諭二種教職課程）は60単位、栄養士養成課程は50単位以内とする。

(単位の認定)

第28条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。ただし、出席時間数が別表第1に定める単位数に基づく授業時数の3分の2（介護実習は5分の4）に満たない場合は、単位の認定は行わない。

2. 単位認定の方法は、試験・論文その他の方法によるものとする。
3. 試験（追試験・再試験を含む）についての取扱いは、別に定める。
4. 本学が教育上有益と認めたときは、他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
5. 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
6. 介護福祉士養成課程の介護の領域の科目を、他の学生が履修することは認めない。
7. 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。
8. GPAに関する事項については、別に定める。

(試験の時期)

第29条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(追試験・再試験)

第30条 病気等やむを得ない事情により、試験を受けることのできなかつた者のために追試験を、定期試

験等を受験した結果、不合格となった者のために再試験をそれぞれ行うことができる。

2. 追試験および再試験は、教授会が必要と認めるときに限り、担当者がこれを行う。

(学習の評価)

第31条 試験等学習の評価は、S(90点以上) A(80点以上) B(70点以上) C(60点以上) および、D(59点以下)をもって表し、C以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第32条 本学の授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じて、次のとおり計算する。

① 講義および演習については、15時間から30時間のまでの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

② 実験・実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(卒業の要件および認定)

第33条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、62単位(必修及び選択必修から8単位を取得することを含む)以上修得しなければならない。

2. 本学の規則に定められた所定の単位を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業の認定を行う。

3. 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

4. 本学が必要と認め、かつ教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い学生を卒業させることができる。

(取得資格)

第34条 中学校教諭二種免許状を取得しようとする者は、英語教諭専攻課程(入学定員30名)に所属し、教育職員免許法および同施行規則に定められた単位を修得しなければならない。

2. 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、社会福祉に関する所定の授業科目および単位数を修得しなければならない。

3. 介護福祉士養成課程の学生で、介護福祉士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、「社会福祉士及び介護福祉士法」および「同法施行規則」に定められた授業科目を修得しなければならない。

4. 保育士養成課程の学生で、幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および同施行規則に定められた単位数を修得しなければならない。

5. 保育士養成課程の学生で、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の保育士を養成する学校その他の施設の修業科目および履修方法に規定する授業科目および単位数を修得しなければならない。

6. 栄養士養成課程の学生で、栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法施行規則第9条の栄養士を養成する学校その他の施設の修業科目および履修方法に規定する授業科目および単位数を修得しなければならない。

7. 栄養士養成課程の学生で、栄養教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および同施行規則に定められた単位数を修得しなければならない。

8. 介護職員初任者研修修了証明書を取得しようとする者は、栃木県介護職員養成研修事業実施要綱に定められた授業科目および時間数を当該年度内に修得しなければならない。

9. 本学において取得することができる資格および免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類	資格等
総合キャリア教育学科		社会福祉主事任用資格 介護職員初任者研修修了者
介護福祉士養成課程		介護福祉士
保育士養成課程	幼稚園教諭二種免許状	保育士
栄養士養成課程	栄養教諭二種免許状	栄養士
英語教職専攻課程	中学校教諭二種免許状（英語）	

第 12 節 入学・退学・休学・留学・復学・転学および除籍

（入学の時期）

第 35 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2. 本学が必要と認め、かつ教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

（入学資格）

第 36 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学者選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者。
- ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。
- ③ 外国において学校教育による 12 年の課程を修了した者。
- ④ 文部科学大臣の指定した者。
- ⑤ 大学入学資格検定規定（昭和 26 年文部省令第 13 号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

（入学志願者）

第 37 条 入学を志願する者は、所定の書類に別表第 2 に定める検定料を添え、定められた期日までに願出なければならない。

（入学に関する手続）

第 38 条 本学の入学者選抜試験に合格した者は、所定の期日までに別表第 2 に定める入学金その他の納付金および指定する書類を提出し、入学手続を完了しなければならない。

2. 前項の手続を完了しないときは、合格を取り消す。

（退 学）

第 39 条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（休 学）

第 40 条 病気その他の理由のため、2 ヶ月以上修学することができない者は、理由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2. 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認める。

3. 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

4. 休学の期間は、第 23 条の在学年数に通算しない。

(留 学)

第 41 条 本学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の短期大学又は大学に留学することができる。

2. 留学に関する事項は、別に定める。

(復 学)

第 42 条 休学していた者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。ただし、病気のため休学していた者は、修学に支障がない旨の医師の診断書を添付しなければならない。

(転学・転課程・転入学・再入学)

第 43 条 他の短期大学又は大学に入学又は転学しようとする者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2. 他の短期大学又は大学の学生であって本学に転入学を志願する者に対して、選考のうえ、許可することがある。

3. 介護福祉士養成課程への転入学は、これを認めない。

4. 学内の転課程に関する事項は、別に定める。

5. 本学を退学・除籍になった者に係る再入学に関する事項は、別に定める。

(除 籍)

第 44 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- ① 第 23 条に規定する在学年数を越えた者。
- ② 授業料等の未納者で、督促後 3 ヶ月にわたり納入しない者。
- ③ 第 40 条に定める休学期間を超えてなお、復学しない者。
- ④ 死亡又は行方不明の者。

第 13 節 保 証 人

(保 証 人)

第 45 条 本学の入学者選抜試験に合格した者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

(保証人の責任)

第 46 条 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

(保証人の資格)

第 47 条 保証人は、父母又は成年の親族であって、独立の生計を営む者とする。

2. 次の各号の一に該当する者は、保証人になることはできない。

- ① 破産の宣告を受け、復権していない者。
- ② 成年被後見人又は被保佐人、被補助人の宣告を受けた者。

(保証人の変更又は転居)

第 48 条 保証人を変更したとき又は保証人が転居した時は、直ちに届け出なければならない。

第 14 節 表彰および懲戒

(表 彰)

第 49 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、教授会の議を経てこれを表彰する。

(罰 則)

第 50 条 学生が本学の学則に違反し、若しくは大学の秩序を乱し、又は本学の学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て懲戒する。

2. 懲戒は、退学、停学および訓告とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。
 - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - ③ 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第 15 節 公 開 講 座

(公開講座の開設)

第 51 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を開設することができる。これに関する事項は、別に定める。

第 16 節 科 目 等 履 修 生

(科目等履修生)

第 52 条 本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。ただし、介護福祉士養成課程の介護の領域の授業科目については、これを認めない。

(科目等履修生の願い出)

第 53 条 科目等履修生を希望する者は、所定の願書等を添え、所定の期日までに願い出なければならない。

(科目等履修生の選考)

第 54 条 科目等履修生の出願資格および出願手続並びに選考方法については、別に定める。

(科目等履修生の入学時期)

第 55 条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修科目の試験および単位認定)

第 56 条 科目等履修生が単位取得試験に合格したときは、単位を認定することができる。

(科目等履修料)

第 57 条 科目等履修料は、別表第 2 のとおりとする。

(規則の準用)

第 58 条 科目等履修生については、本章に定めるもののほか、学生に関する規定を準用する。

第 17 節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 59 条 外国人で、本学に入学を志願する者は、選考のうえ入学を許可することができる。

2. 外国人留学生については、本章に定めるもののほか、学生に関する規定を準用する。

第 18 節 保健および厚生

(健康診断)

第 60 条 学生は、定期に行う健康診断を受け、病気の予防と健康の増進に努めなければならない。

(保健室)

第61条 保健室の管理運営については、別に定める。

(厚生施設)

第62条 厚生施設・課外活動施設の管理運営については、別に定める。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。
2. 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報科	150名	250名	150名	300名	100名	250名

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第2の授業料等学納金については、平成4年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第2の授業料等学納金については、平成6年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第2の授業料等学納金については、平成9年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成10年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、従来学則による。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 20 日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学者については、従来の学則による。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前の入学者については、従来の学則による。